

# 水道施設及び工業用水道施設緊急復旧工事執行要領

## (趣旨)

第1条 この要領は、水道施設及び工業用水道施設に係る漏水その他の事故が発生した場合における迅速な施設・設備機能の復旧を図るため、緊急復旧工事の執行に関し、企業局工事施行規程（昭和49年宮城県企業局管理規程第10号）に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## (用語の意義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- |     |           |   |  |
|-----|-----------|---|--|
| (1) | 事         | 故 | 安定給水に支障が生じると認められる施設・設備の損傷事故                          |
| (2) | 緊急復旧工事    |   | (1)の事故により、緊急に施設・設備の機能復旧を要する工事                        |
| (3) | 指定業者      |   | 本要領第3条で指定した業者  |
| (4) | 事務所長      |   | 水道用水供給事業及び工業用水道事業を所管する地方機関の長                         |
| (5) | 復旧対象施設・設備 |   | 管路、浄水施設等、事故により安定給水が損なわれるおそれのある施設・設備で、事務所長があらかじめ定めたもの |

## (業者の指定)

第3条 事務所長は、事故が発生した場合の業者選定・発注の迅速化を図るため、復旧対象施設・設備ごとに、宮城県建設工事に係る競争入札の参加登録等に関する規程（平成13年宮城県告示第727号）第5条の規定により建設工事入札参加業者登録を受けている単独事業者の中から1業者を選定し、緊急復旧工事の業者を指定しておくものとする。

## (業者の選定方法)

第4条 事務所長は、復旧対象施設・設備ごとに、公募により希望者を募集し、資格審査を経て選定するものとする。ただし、点検及び管理運営業務を委託する復旧対象施設・設備のうち、当該業務委託業者の選定に際し、当該施設・設備の指定業者となることの条件を付して競争入札を行った場合にあっては、同業務を受託した業者を選定できるものとする。

2 前項において、応募がない場合は、工事の施工成績、技術者数等を総合的に勘案し、地方機関指名委員会の審議を経て選定するものとする。

## (協定の締結)

第5条 事務所長は、前条第1項における公募による場合及び前条第2項により指定業者を選定した場合においては、当該事業者と緊急復旧工事の実施に関する基本事項について水道施設等緊急復旧工事の施行に関する協定書（様式第1号）を取り交わすものとする。

2 前項において、前条第2項により指定業者を選定した場合においては、事前に当該事業者の同意を求めるものとする。

(指定業者の報告)

第6条 事務所長は、指定業者を指定したときは、指定業者一覧表を作成し、必要な書類を添付の上、速やかに企業局長に報告しなければならない。

(指定業者への出動依頼)

第7条 事故が発生したときは、事務所長は、速やかに指定業者に対し水道施設等緊急復旧工事出動依頼書(様式第2号。以下「出動依頼書」という。)を交付し、出動を求めるものとする。

2 前項において、事務所長は、指定業者が相当な理由により出動できないと判断した場合は、第4条第2項に準じて新たに指定業者を選定し、出動を求めるものとする。

(請書)

第8条 事務所長は、前条の規定により指定業者に出動依頼書を交付したときは、当該指定業者から請書(様式第3号)を徴するものとする。

(工事の実施)

第9条 事務所長は、前条の規定により指定業者から請書を徴したときは、直ちに当該指定業者に緊急復旧工事に着手させるとともに、監督員に工事記録表(様式第4号)を作成させるものとする。

(請負金額の決定)

第10条 事務所長は、緊急復旧工事が完了したときは、工事記録表その他工事中の記録に基づいて工事費を積算し、指定業者と協議の上、請負金額を決定するものとする。

(精算請書及び支出事務)

第11条 事務所長は、請負金額を決定したときは、指定業者から精算請書(様式第5号)を徴し、支出の事務を処理するものとする。

(報告)

第12条 事務所長は、その所管に属する施設に事故が発生したときは、その概要について直ちに企業局長に報告するとともに、その後の処理状況について事故処理報告書(様式第6号)により企業局長に報告しなければならない。

附 則

(施行期日)

この要領は、昭和57年9月10日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成15年2月20日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成18年10月10日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和6年1月1日から施行する。

## 水道施設等緊急復旧工事の施行に関する協定書

宮城県 事務所長（以下「甲」という。）と  
（以下「乙」という。）とは、甲が所管する水道施設（工業用水道施設を含む。）に漏水その他の事故が発生した場合に、迅速に緊急復旧工事を施行するため、次のとおり協定を締結する。

### （出動の要請）

第 1 条 甲は、事故の発生により乙の出動を必要とするときは、水道施設等緊急復旧工事出動依頼書（様式第 2 号）により乙の出動を求めるものとする。この場合において、乙は、相当な理由がない限りこの要請を拒むことができないものとする。

### （緊急復旧工事の実施）

第 2 条 乙は、前条により出動の要請を受けたときは、請書（様式第 3 号）を甲に提出し、速やかに緊急復旧工事に着手するものとする。

2 緊急復旧工事は、監督員の指示によって施行するものとする。

### （請負金額を定める方法）

第 3 条 甲は、緊急復旧工事が完了したときは、工事記録表（様式第 4 号）その他工事中の記録に基づいて委託費を積算し、乙と協議の上、請負金額を決定するものとする。

### （有効期間）

第 4 条 この協定の有効期間は、成立の日から 年 月 日までとする。

### （協定外事項の取扱い）

第 5 条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙両者が協議して定めるものとする。

年 月 日

甲

宮城県

事務所長

印

乙

印

年 月 日

殿

宮城県

事務所長

### 水道施設等緊急復旧工事出動依頼書

年 月 日締結した水道施設等緊急復旧工事の施行に関する協定第 1 条に基づき、次のとおり出動を求めます。

#### 記

工 事 名	
工 事 場 所	
事 故 の 状 況	
予 想 さ れ る 工 事 概 要	
予 想 さ れ る 工 事 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
その他必要事項	



- 6 乙の責に帰する事由により期限までに工事完成の見込みがないときは、乙は、その事由を付した書面をもって甲に期限の延長を求めることができる。この場合において、甲は、遅滞の日数に応じ、請負代金額に年2.5%の割合で計算した違約金を徴収することができる。
- 7 請負代金額は、検査合格後乙から所定の支払請求書を受領した日から40日以内に支払うものとする。甲がその責に帰する事由により請負代金の支払が遅れた場合においては、乙は、遅延日数に応じ、未受領金額に年2.5%の割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。
- 8 甲は、乙から引き渡された目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、乙に対し、当該目的物の引渡しの日から2年間（木造又はこれに準ずる構造等の建物その他の工作物の場合は、1年とする。）、当該目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、当該契約不適合が、乙の故意又は重大な過失により生じた場合には、甲が乙に対し当該請求をすることができる期間は、10年とする。
- 9 甲は、乙の債務不履行、不正な行為又は解除の申出があったときは、契約を解除することができる。この場合において、乙は、違約金として甲が積算する工事金額に相当する金額の10分の1を納付しなければならない。
- 10 前項において、甲は、出来高部分について甲の所有とすることができるものとする。この場合において、甲は、乙に対し当該部分に対する請負代金相当額を支払うものとする。
- 11 甲は、この契約に基づき乙から違約金を徴収するときは、これを請負代金額と相殺し、なお不足を生ずるときは、更に追徴するものとする。
- 12 甲は、前項の規定により金額を追徴する場合において、乙が甲の指定する期日までに納付しないときは、遅延日数に応じ、年2.5%の割合で計算した延滞金を徴収するものとする。
- 13 甲が徴収する違約金が1,000円未満であるときは、延滞金を付さないものとし、また延滞金が100円未満のとき又は延滞金に100円未満の端数が生じたときのその端数は、徴収しないものとする。
- 14 甲は、自己の都合により契約を解除することができる。この場合において、乙は、甲に対し損害賠償を請求することができる。
- 15 甲は、乙に対し工事目的物を火災保険に付することを求めることができる。火災保険に付すべき時期、期間、金額、保険会社等については、甲乙協議して定めるものとし、乙は、保険契約を締結したときは、直ちにその証券を甲に提示するものとする。
- 16 この契約に定めるもののほか、必要な事項は、その都度甲乙協議して定めるものとする。
- 17 この契約において、甲と乙とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに甲が定めたものに乙が不服がある場合その他この契約に関して甲乙間に紛争が生じた場合は、甲及び乙は、建設業法（昭和24年法律第100号）第25条第3項に基づき設置する宮城県建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図るものとする。ただし、甲及び乙は、その一方又は双方が審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、本文の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

様式第4号

### 工 事 記 録 表

工 事 名						工 期				
工 事 場 所						請 負 人				
月	日	天 候	作 業 内 容	使 用 材 料		使 用 機 械		作 業 人 員	指 示 事 項	監 督 員
				名 称	数 量	名 称	数 量			
備 考										





# 精 算 請 書

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

工 期

着 手 年 月 日

完 了 年 月 日

年 月 日付けをもってお請けした上記復旧工事の請負代金に関し、協議の結果異議なく次のとおり精算します。

請負代金の精算金額	金	円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額)	金	円)

年 月 日

宮城県

事務所長 殿

契 約 者

住 所

氏 名

# 事 故 処 理 報 告 書

年 月 日

事故発生日時		事故発生場所	
事故の概要			
事故に伴う 予 算 額 及 び 算 出 根 拠			
事故処理状況 経過 ・ 工程 ・ 図面			本課及び 他関係機関 連絡日時